

## 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）が改正され、建設業者は、その請け負う建設工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額（以下、「工期等」という。）に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のために必要な情報と併せて通知しなければならないとされました。これを踏まえ、区の工事における工期等に影響を及ぼす事象に関する情報（以後、「おそれ情報」という。）の通知について、以下のとおり取り扱います。

### 1 対象工事

全ての建設工事

### 2 通知の方法

おそれ情報を通知する場合、落札日の 17 時までに、通知書（別紙様式－1）を契約担当者に提出する。

### 3 通知にあたっての留意事項

- (1) 主要な資機材とは、工事の施工にあたり数量的にあるいは使用頻度的に大宗を占めるために欠くことのできないこと、工事原価において大きな比重を占めること又は数量若しくは比重若しくは使用頻度が少ないにもかかわらず工事の施工に大きな影響を及ぼすこと等をもって判断すること。
- (2) 通知には、天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責に帰することのできない事項を記載すること。
- (3) おそれ情報の入手先として、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いること（資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意すること）。
- (4) 通知については、工期等に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではないこと。
- (5) 通知した事象が契約締結後に顕在化した場合、契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができるが、契約変更の協議については契約書の規定等により行われること。
- (6) 通知を提出していない場合であっても、契約書の規定により、契約の変更について受注者から発注者に対して協議を申し出ることができること。

年 月 日

練馬区長 殿

所在地  
名称  
代表者名

### 通知書

建設業法第20条の2第2項に基づき、発生するおそれがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

### 記

#### 1 工事件名

#### 2 情報通知内容

- 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰

(建設業法施行規則第13条の14第2項第1号)

発生するおそれのある事象<sup>※1</sup>：

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先<sup>※2</sup>：

- 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

(建設業法施行規則第13条の14第2項第2号)

発生するおそれのある事象<sup>※1</sup>：

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先<sup>※2</sup>：

※1：天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責に帰することのできない事項を記載

※2：受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的  
主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報  
を用い、入手先のURLを記載する等により示すこと。(一の資材業者の口頭のみによる情報など、  
真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意すること。)